

○財務省告示第二百二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年七月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号

利付国庫債券（三十年）（第五十五回）

二 発行の根拠

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用等

年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

ヘ

エ

オ

六

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

ヘ

エ

オ

発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

入 価 法 入
札 格 決 定
発 競 争 の

発 別 に ご
行 参 よ と
「 加 る に
と 者 発 応
い ・ 行 募
う 第 (限
) II 以 度
非 一 額
格 国 定
競 争 入 場 る
札 特 の

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 範 場 そ の う
額 を 圍 特 の ち
を 割 内 別 応 募 ち
り 割 に 参 募 額 募 格
当 お 加 者 順 価
て いて 者 次 格
る 。 各 の 割 高
申 応 り い

金 し 二 億 つ 定 す 億 つ 定 う 額
額 た 条 九 い に る 七 い に ち
で 利 第 千 て 基 法 五 は づ 財
四 付 一 三 は づ 律 十 万 額 発 政
千 国 項 百 、 き 第 四 円 面 行 法
五 債 の 五 額 発 十 六 、 金 した 利 第
百 に 規 万 面 行 し 条 特 額 二 国 債 の
八 つ 定 円 金 た 条 別 第 一 計 二 百 債 一
十 い に 、 額 た 第 一 会 計 二 百 債 一
五 て 基 同 で 利 第 一 会 計 二 百 債 一
億 は づ 法 第 百 国 項 の に 百 債 一
三 、 き 第 十 二 に 規 関 一
千 額 発 六 十 債 の に 百 債 一
六 面 行 十 二 に 規 関 一

額の振替の記載数は倍の金額に最も低い面と	九		八								七		六																																																																																																																						
	振替単位		最額面金		行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	札	価	格	競	争	払込金	額	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	札	価	格	競	争																																																																																									
					入	札	格	競	第II	参	場	入	札	格	競	第I	参	場	札	競	行	札	競	行	札	競	第II	参	場	入	札	格	競	第I	参	場	札	競	行	札	競																																																																																										
五	万	円			三	百	十	六	億	九	千	九	百	二	十	二	万	円	万	千	五	百	六	十	三	億	二	千	六	百	七	十	四	円	で	三	百	二	十	三	億	円	た	利	付	二	十	三	億	円	条	第	一	国	債	に	つ	い	て	、	額	面	金	額	特	別	計	に	関	する	法	律	第	四	十	六	百	四	十	五	万	円	で	千	四	百	九	十	一	億	円	た	利	付	九	十	一	億	円	条	第	一	国	債	に	つ	い	て	、	額	面	金	額	特	別	計	に	関	する	法	律	第	四	十	六	百	四	十	五	万	円

十 十
イ 一
発

ロ

十 十
三 二

十 十
四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

初
期
利
子

四 額 銭 額 平 ず
銭 面 以 面 成 成
金 上 金 二 二
額 の 額 十 十
百 そ 百 九 九
円 れ 円 年 年
に ぞ に 七 七
つ っ っ 月 月
き の き 十 十
九 応 九 日 日
十 募 十 八
八 価 八 八
円 格 円 五
十

年 ○ ・ 八 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 受 け た 者 は
払 込 金 額 に 加 え 第 二 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 する 期 日 に 払 込 む も の と 規

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{20}{365}$$

平 成 二 十 九 年 十 二 月 十 日 を 支
払 期 と し 次 の 算 式 に よ り 支
払 金 額 を 支 払 う 日 まで 支
払 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 たり 支
払 期 の 翌 営 業 日 に 払 込 ぐ こと
は 下 次 号 及 び 第 十 六 号 に お いて
規 定 する 期 日 に 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子 第二期

平成二十九年七月十日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成五十九年六月二十日 利率子を払う。 利息をその日以前六月間に属す 日を、支払期とし、各支払期にお 毎年六月二十日及び十二月二十